

事業報告書	
医療法人整理番号	2050005006696
報告期間 自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人 東湖会 錐田病院 トウコガイオコタビューベン
(2) 事務所の所在地	茨城県 都道府県 市町村 町名・番地 建物名 従たる事務所の記載はどちら
(3) 設立認可年月日	昭和60年12月23日
(4) 設立登記年月日	昭和61年1月17日
(5) 理事長の氏名	姓 名 横田 廣夫
役員及び評議員の人数	6 記載はどちら
役員及び評議員	理事長を含む人数を記載すること。
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はどちら
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はどちら
(2) 附帯業務	記載はどちら
(3) 収益業務	記載はどちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら
(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	記載はどちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら
(9) その他	記載はどちら  6.28 茨城県 行政 省 自然 資源 環境 省 政策 企劃 部 会計 課 (5) - 12

報告書

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第11項の認定を受けた医療法人」以外の

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

書旨報告事業

2-(1) 本來業務
（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

注 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 病院病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床欄に医療保険適用病床のそれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1：2-(1) (G-MIS様式)

書告業事

- 注) 1. 地方自治法第244条の第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

付記 目次

38期決算承認の件・第39期借入限度額の承認の件・役員報酬額承認の件

様式2

法人名 医療法人 東湖会

※医療法人整理番号

381365

所在地 茨城県鉾田市安房1650-2

財産目録
(令和6年 3月 31日現在)

1. 資産額	1,171,860 千円
2. 負債額	512,000 千円
3. 純資産額	659,860 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	348,798
B 固定資産	823,062
C 資産合計 (A+B)	1,171,860
D 負債合計	512,000
E 純資産 (C-D)	659,860

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 東湖会
 所在地 茨城県鉾田市安房1650-2

※医療法人整理番号 00381365

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	348,798	I 流動負債	217,712
現金及び預金	140,686	支払手形	0
事業未収金	189,089	買掛金	19,313
有価証券	0	短期借入金	20,000
たな卸資産	12,576	未払金	0
前渡金	0	未払費用	86,763
前払費用	67	未払法人税等	96
その他の流動資産	6,380	未払消費税等	2,042
		前受金	0
		預り金	18,948
		前受収益	0
		その他引当金	0
		その他の流動負債	70,550
II 固定資産	823,062		
1 有形固定資産	482,434		
建物	447,419	II 固定負債	294,288
構築物	4,225	医療機関債	
医療用器械備品	5,198	長期借入金	245,492
その他の器械備品	4,847	繰延税金負債	
車両及び船舶	7,279	その他引当金	
土地	0	その他の固定負債	48,796
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	13,466		
2 無形固定資産	4,950	負債合計	512,000
借地権	2,070	純資産の部	
ソフトウェア	270	科目	金額
その他の無形固定資産	2,610	I 出資金	10,000
3 その他の資産	335,678	II 積立金	649,860
有価証券	0	その他積立金	0
長期貸付金	16,087	繰越利益積立金	649,860
保有医療機関債	0	代替基金	
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	194,895	III 評価・換算差額等	
長期前払費用	4,839	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産	5,393	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	114,464	純資産合計	659,860
資産合計	1,171,860	負債・純資産合計	1,171,860

- (注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
 2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストがない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他○○」を選択すること。

法人名 医療法人 東湖会
 所在地 茨城県鉾田市安房1650-2

医療法人整理番号 20500005006696

損 益 計 算 書
 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位:千円)

科目	金額		
	事	業	損失
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,285,608
2 事業費用		152,024	
(1) 事業費		1,247,088	
(2) 本部費			1,399,112
本来業務事業損失			113,504
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
II 事業外収益			113,504
受取利息	1		
その他の事業外収益	75,678		75,679
III 事業外費用			
支払利息	2,418		
その他の事業外費用	0		2,418
IV 特別利益			40,243
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		0
V 特別損失			
固定資産売却損	334		
その他の特別損失	0		334
			40,577
	税引前当期純損失		
	法人税・住民税及び事業税	192	
	法人税等調整額	0	192
	当期純損失		40,769

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他○○」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人 東湖会
 所在地 茨城県鉾田市亥房1650-2

※医療法人整理番号 388365

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当しない									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当しない							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 東湖会
理事長 横田 廣夫 殿

私は、医療法人東湖会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月29日

医療法人東湖会

監事 板橋 剛

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。